

ハラスメント防止方針

制 定 2020年6月15日

全 国 保 証 株 式 会 社

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為です。また、職場環境を悪化させ、当社の社会的評価も低下させます。

このような職場におけるハラスメントを、当社は絶対に許しません。また、見過ごすこともしません。

ハラスメントがあれば、すぐに上司や同僚に相談してください。上司や同僚に相談しにくい場合には、コンプライアンス相談窓口を利用してください。相談者のプライバシーに配慮して対応します。相談したことによる不利益な取扱いはありません。

ハラスメントをした社員、ハラスメントに関する相談をした者に不利益な取扱いをする社員に対し、当社は、厳正に対処します。

本指針は、当社に勤務する正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員等全ての社員が守るべきものです。また、ハラスメントの対象には、これらの当社社員だけではなく、取引先の社員、顧客などの第三者も含んでいます。

当社は、ハラスメントがなく、また、人権、人格、個人の多様な価値観を尊重し合える安全で快適な職場環境づくり、取引先等との関係構築に取り組んでいきます。

以上